

平成25年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成25年11月6日（水曜日）

午後 1時30分開議

午後 4時30分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 1号 平成24年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成24年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成24年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成24年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（18名）

委員 岡崎 治夫 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員 丹 正 臣 君

副委員長 出合 孝司 君

委員 谷口 隆徳 君

委員長 小池 浩美 君

委員 井上 久嗣 君

委員 田宮 正秋 君

委員 斉藤 昇 君

委員 十河 剛志 君

委員 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 国忠 崇史 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

委員 遠山 昭二 君

委員 神田 壽昭 君

欠席委員（1名）

委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長	石川 敏君	議会事務局 総務課長	浅利知充君
議会事務局 総務課主幹	岡崎忠幸君	議会事務局 総務課主任主事	御代田知香君
議会事務局 総務課主任主事	榎木孝士君		

(午後 1時30分開議)

○委員長(小池浩美君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

○委員長(小池浩美君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

遠山昭二委員、斉藤 昇委員を指名いたします。

なお、山居忠彰委員から欠席の届け出があります。

○委員長(小池浩美君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました平成24年度決算認定12案件について一括して総括質問を行い、その後、平成24年度決算について各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思えます。

なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小池浩美君) 御異議なしと認めます

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで、他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小池浩美君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された委員は7名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。井上久嗣委員。

○委員(井上久嗣君) それでは、通告に従いまして総括質問を行いたいと思えます。

本市の財政運営について何点かお尋ねをしたいと思えます。

初めに、一般会計歳入歳出に関しまして質問したいと思えます。

23年度より除雪費を当初予算化いたしました。これは本来の形と言えるでしょうけれども、それ以前は年度中に入札、見積もり合わせ等々の執行残などが確定した後に補正予算を組むという形で行っていました。そういった関係もあったのか、23年度、そして24年度、除雪費を年度当初に計上するという関係含めまして、財政調整基金等を繰り入れるという前提での予算組みにならざるを得なかったというような状況になっております。

でも、この24年度の決算を、結果的に終わった形を見ますと、地方交付税が非常に予算を大

きく上回ったということで、実質収支額で5億2,000万円余りの黒字決算となったということは非常にうれしいというか、喜ばしい面も当然ございます。特に財政当局、財政担当者におきましては、この地方交付税をどう予算上積算するかというのは非常に重要な問題でありまして、その読み違いとか積算を間違えますと、その影響は非常に大きいということでございます。

決算書を見ますと、予算現額と調定額と2つが記載されておりますが、予算現額、これは、いわゆる当初予算に補正予算ですとか繰り越し等を調整したものとなっております。それと調定額、これは収入すべき金額として確定したものであるということですが、実際には、事実上は決算上最終的に確定した額だと、そういう形で理解をしておりますが、この地方交付税の予算と調定額、比較してみますと、23年度では予算現額が75億5,000万円、調定額が77億5,500万円と、約2億円ほど交付金が多いという形で終わっております。そして、24年度におきましては予算現額が75億2,000万円、調定額が82億1,000万円ということで、予算よりも6.9億円、約7億円近い交付金が確定されたということで、前年比4億5,000万円を超える交付税が多かったということで、非常にこれもうれしい誤算とも言える部分かと思えます。

そういう交付するのが国側でございますこの交付税というのを地方自治体が積算するというのは、非常に難しいところもあるので、財政当局としては抑え目に予算を組んでいくというのは、これはある面理解するところでありましてけれども、その他、この24年度決算を見ますと、予算と調定額の差が比較的大きいものが何点かございますので、そちらを中心に、きょうはちょっとお聞きをしたいと思えます。

まず、歳入のほうですけれども、市税に関してお尋ねを申し上げます。

本市は、自主財源が非常に乏しくて、先ほど言いました地方交付税に頼るところが大きいわけでありましてけれども、とは申しまして、市税というのは収入の中では大きなものでありまして、大体ここ数年、23億円程度の市税が確定しておりますけれども、そういった意味で、この22年、23年、24年と過去3年比べてみましても、最終的に調定額を見ますと、22年度が23億4,200万円、23年度が23億2,500万円、24年度が23億1,100万円と、ほぼ同額で調定額が推移しているということになります。現実、予算のほうを見てみますと、22年度が予算現額21億7,000万円に対して、先ほど申しましたとおり23億4,200万円ということで、予算より1億6,400万円多い形で終わっております。23年度も同様に、1億6,900万円予算よりも調定額が多い形で決算が終わっております。24年度におきましては、予算現額21億800万円に對しまして調定額が23億1,100万円ということで、予算より2億円を超える2億300万円、率にすると9.6%、約1割近い調定額が多い結果となっております。

このいわゆる予算と調定額の差異が、過去3年見ますと、年々増加傾向となっております。結果的に24年度は2億円を超える調定額の差が出たと。こういった経緯を、どのような要因でこういう形に増加傾向になっているのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○委員長（小池浩美君） 法邑市民部次長。

○市民部次長（法邑和浩君） お答えいたします。

市税の予算の見積りにありましては、直近3カ年程度の実績ですとか、あと国で示します地財計画、更に制度改正、経済状況などを踏まえまして積算をしているところではありますが、予算計上時期が1月ということがありまして、所得ですとか課税客体など確定していない時期で見積りをいたします関係がありますので、どうしても正確な把握まではちょっと難しいといった部分があります。更に、予算割れしないように、どうしてもかた目に見積もる傾向があるといったようなことから、実際の予算決算と比較いたしますと、その差異が生じるということになっております。

それと、調定額は課税する全額といいますか、100%収納になった場合の額を指すということになりますけれども、その予算額については確実に収納できる見込み額を計上するといったようなことになってまいりますので、収納率との関係で差異が生じるといったようなことになってまいります。

そこで、ここ3年の調定と予算の差異が増加傾向にあるといった要因でありますけれども、22年度と23年度を比較いたしますと、0.3ポイントの増ということで、大きな変動はないところではありますが、23年度から24年度にかけては約3,400万円、1.8ポイントの開きがあるところがあります。この原因といたしましては、法人の市民税におきまして、23年度が予想以上の景気低迷の影響を受けたといったようなことがありまして、予算を調定のほうが1,400万円ほど下回っていたといったような状況がありました。それに対しまして、24年度では逆に3,200万円程度調定のほうが予算を上回ったといったようなことで、そこで大きな差異が生じてきたといったようなことが一番の原因であります。

したがって、決して増加傾向にあるといったようなことは考えていないところであります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 結果的に、特に法人市民税は、景気の動向が1年おくれでやってくると。

国と違って翌年度に来ますので、でも逆にいいますと、国税よりは読みやすいと。今年の景気が来年の法人税に影響されるというのは非常に読みやすい部分なので、今、法人税の部分が大きな要因だと言われましたけれども、そういう部分では地方のほうが読みやすいかなと思います。

調定額というのは、実際の収入済額に不納欠損額と収入未済額、そちらも含まれますので、24年度における予算現額と調定額の差がそのまま差額として残るものではないと、そういう理解はしていますけれども、予算現額と実際の収入済額の差も、それだけ見ても増加しておりますし、24年度決算では1億円近い9,638万円という金額まで差が上昇しているというところもございます。

私から見ますと、先ほど言ったとおり、財政当局におきましては、今御答弁にもありましたけれども、多少抑え目にしていくというのはわかるんですけれども、やや法人税も読める部分がありますので、そういう積算の精度も含めまして、収入予算がこの市税におきましては、24

年度はやや抑え過ぎたところがあったのではないかなど若干思うところがありますけれども、そういった意味ではいかがでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 法邑次長。

○市民部次長（法邑和浩君） 市税の歳入予算、若干抑え目過ぎたのではないかなというようにお話であります。確かに結果的には、そういった収入が予算を大きく上回ったような決算状況になっているところでもあります。

個々の要因もございますけれども、例えば個人の市民税でありますと、農業所得の部分で2,500万円ほど上回っていることですか、あるいは退職所得、それから土地などの譲渡所得といった部分については、あらかじめ予測することがちょっと難しいといえますか、不確定な要素、そういった税額の部分もありますので、そうした部分ですか、あるいは固定資産税であれば、会社のほうで例えば設備投資どれぐらいするのかといった部分の見込みなども、これは直近3年ほどを参考に積算しておりますが、24年度においては、結果的には1,500万円ほどの差額が増のほうに働いたといったようなことですか、あるいは市たばこ税につきましては、今の禁煙傾向から売り上げ本数、これは減るだろうといったようなことで積算をしているところもありますけれども、実際には見積もりを上回ったといったようなことなどで、積算において正確な把握といえますか、努めてはおりますけれども、なかなか難しい部分もあるということでございます。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それではもう一つ、地方譲与税についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

これは、また22、23、24年度と比較させていただきますけれども、22年度は予算現額2億8,000万円で、調定額がそれをやや超える2億9,300万円という形で終わっております。23年度が2億7,900万円の予算現額に対しまして調定額が2億8,500万円ということで、これも調定額のほうが多目に終わっておりますが、24年度におきましては、過去3年では一番大きな予算組みをしまして、2億8,300万円という形で予算を組んだんですが、結果的には1,700万円少ない、3年間で一番少ない2億6,600万円という形で終わっております。

この要因、上げたけれども、結局見込みまでいかなかったというこの背景というか要因は一体どのような形になっているのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中館財政課長。

○財政課長（中館圭司君） 地方譲与税につきましては、国が国税として徴収して、地方自治体に譲与する税というものであります。平成24年度におきましては、委員御指摘のとおり、1,700万円予算に比べて下回っているという状況でございます。この譲与税の見積りに当たりましたは、予算編成時に総務省から示されます地方財政の見通し、前年度に対する伸び率が、これは全国的なベースということになります。示されますので、この伸び率を参考に予算組みをしております。

まず、当該年度の決算見込みを立てた上で、それに今回でいいますと、平成24年度税制改正によりエコカー減税等がありまして、マイナス2.8%という見通しが示されました。それによって、例えば今申し上げますのは自動車重量譲与税についてですが、積算をしたところであります。ただ、結果的に士別市の決算ベースで考えますと、9.2%のマイナスと予想を大きく下回るマイナスということになりました。この部分の影響がおおむね1,300万円予算に比べてマイナスになったというのが一つでございます。

それと、地方譲与税のもう一つが地方揮発油譲与税、いわゆるガソリン税ですけれども、これにつきましても国の見通しでは0.9%の増という見込みでございました。これは結果的には決算ベースでマイナス0.2%というような結果になりまして、この分が本市の決算ベースで400万円ほどマイナスになったということで、合わせて決算では、予算と比較すると1,700万円のマイナスという結果になったという状況でございます。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうしますと、全国ベースで参考の数値が国から来るでしょうけれども、士別市においては、大きく年度によって変更する可能性がかなりあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 例えば自動車重量譲与税につきましては、この税額のうち3分の1が市町村に譲与されます。交付に当たっては市町村道の延長、面積によって配分されるということで、見込みが大きく狂うことはないと思っておりますが、今回においては国の決算概要でも全国的にマイナス4.8%ということになっておりまして、ある程度地方でばらつきはあるかもしれないけれども、その国の税額自体が大きく落ち込んだということが一番大きな影響というふうに考えております。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、歳入の地方特例交付金について御質問をしたいと思います。

地方特例交付金は、恒久的な財源に伴う地方税の減収額の一部を補填するために、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるということでお聞きしておりますが、具体的には、児童手当の制度が拡充したときに地方負担の増加があった場合に交付される児童手当特例交付金ですとか、住宅ローン減税による個人市民税の減収額補填する特例交付金ですとか、さまざまそういった形で交付されるとお聞きしております。これが非常に極端に、この国にかかわる部分ですけれども、変動がありますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これは、22年度の決算を見ますと、本市の地方特例交付金の予算現額は3,400万円に対して調定額は4,791万円。23年度、これは22年度から23年度全国市町村平均では14.5%減額されたという資料を見ると載っておりますけれども、本市の場合、約6%減ということで、予算が4,600万円に対して調定額4,506万円という形で、22年度も23年度も結果的に4,500万円、4,700万円

と似たような数字で確定しておりますが、24年度、いきなり前年比68%減らしまして、予算自体が1,480万円ということで、相当減らした予算ですが、結果的に調定額は609万円ということで、前年比からいうと86%ぐらい減ったような結果になっております。

ちなみに、平成24年度の全国平均の市町村は前年比4.8%減という形をお聞きしていますが、本市が86%減と、非常に少ない調定額で終わってしまったということで、結果的に約600万円と、4,000万円台で推移していたものが24年度600万円ほどということになったという、この全国市町村の平均と大きく乖離した結果となりましたけれども、この要因はどのようなことから来たんでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 地方特例交付金のこの減額の影響については、やはり制度改正によるものが一番大きいというふうに考えております。この特例交付金につきましては、委員御指摘のとおり、まず一つには、政策減税等で地方の減収を補填しようというのが一つ。それからもう一つが子ども手当制度、これができたときに、その分の地方負担をカバーしようということで追加になったという背景がございます。それで、平成23年度までにつきましてはその減収分、減収補填特例交付金と言っておりますが、この中で住宅ローン減税と自動車取得税の交付金の減税分がございました。それが平成24年度になったときに、これは国の方針で所得控除から手当へという方針のもとに、まず自動車取得税の交付金が廃止されました。この分につきましては、年少扶養控除が廃止になったということで、その分の地方の増収があるだろうと、そちらに振りかえるということで廃止になったという経過がございます。それとあわせて、児童手当及び子ども手当の特例交付金、これも廃止になりました。結果的に、平成24年度で残ったのは住宅ローン減税分ということで、これが決算額の609万1,000円ということになっておりまして、これは全国同じ取り扱いでございます。

それで、予算と比べても非常に大きく下回っているわけですが、これも予算編成時に地方財政収支見通しを参考にしておりますが、この中で地方特例交付金は前年度と比べて67.1%のマイナスという方針が示されました。それによって、私どもとしては前年度決算ベースをもとに予算組みしたわけですが、結果的にそれが決算では86.5%のマイナスということで、そこで実際の見込み違いが発生したというような状況でございます。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、私の調べた資料では、先ほど全国平均ではそんなに下がっていないという資料を見たつもりなんですけれども、一般的に、今言ったように近隣同様の市町村、同類都市も同じような86%を超える減額で終わっているということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 私の手元にその資料がないんですが、多分特例交付金につきましても児童手当の交付金、それから減収補填の交付金というような形で分かれておりまして、決算資

料としては、減収補填の特例交付金だけを見ると、それほど落ちていないという資料が出ておりますので、そういったこともあろうかなというふうに考えております。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、歳出のほうで1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

歳出の民生費についてお尋ねしたいと思いますが、この民生費、特に国の制度が年度途中に変わるということも含めまして、非常に予算組みをしていくというのは難しい面もあると重々承知しております。また、いろいろな制度を実際運用するに当たりまして、その対象者数ですとか利用者数とかというのをどう算定するかという部分もありますので、途中で予算がなくならないようにということで、ある程度余裕を持った予算を組むというようなことも含めて苦労されているだろうということは重々理解しますが、こちらのほうも先ほどと同じような比較の仕方をさせていただくと、予算と不用額だけ言わせていただきますけれども、22年度が33億円余りの予算に対して1億4,400万円の不用額、23年度が37億3,000万円の予算に対して不用額が2億500万円、24年度の予算は33億9,800万円に対して不用額が2億2,900万円ということで、率にしますと不用額の率は22年度が4.3%、23年度が5.5%、そして昨年度、24年度は6.7%と年々不用額とその率が上昇してきています。

それで、非常に2億円を超える不用額というのは、私が言うまでもなく大きな額なんですけれども、こう増えてきている、これたまたまと言われるのかもしれないけれども、この要因というか、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 川村保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（川村慶輔君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今御指摘のとおり、不用額が年々増えているという状況は御指摘のとおりであります。ただ、これら不用額が生じている事業につきましては、扶助費に係るものが多くを占めているところであります。予算積算に当たりましては、今お話のとおり、利用者数ですとか扶助対象者、経費等予測することが非常に難しい中で、過去3年間等の実績を勘案しながら積算をいたしているところであります。

そこで、御指摘の24年度における主な不用額についてでありますけれども、社会福祉では障害者自立給付事業で約900万円、更に老人福祉費では敬老バス乗車証交付事業等を含む事業等で約500万円、重度心身障害者医療給付、これで約1,100万円、後期高齢者医療費関係では約3,300万円、更に乳幼児医療費給付事業等で約1,100万円、一番大きいのが生活保護費の扶助事業で約6,700万円というふうになっております。これらが生じた部分については医療費扶助の部分が多岐にわたっておりまして、病気の種類ですとか医療関係の受診回数、更には対象世帯の移動による人員の増減等によって大きく左右されるというようなことがありまして、予算に不足が生じないような形でのかたく予算を組んでいるというような中身にはなっておりますけれども、結果としてこういった不用額が生じたということになっております。

以上であります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 2億円という不用額なんですけれども、仮に積算を1億円かたく、不用額が1億円で済んだという予算組みをしていけば、その1億円という大きな金額は全体の予算組みの中でも物すごい大きな金額だと思うんですよね。交付税が1億円、2億円増えた、最終黒字が何億円になったという単位と比較しましても、非常に難しいのはわかるんですけれども、やはりどんどん不用額が毎年増えていくというのは、決して私はいいことではないと思ひまして、もちろん途中で足りなくなると困ると。その都度補正を組まなければならないというのもそれはそれでまた困りますけれども、より精度の高い予算設定をしていただきたいと思うんです。

今、この質問もうすぐ終わらせますけれども、全体を含めまして、非常にあっちで1億円、こっちで2億円みたいな話、今ちょっと触れただけでもございます。これが、例えば基金繰り入れを6億円しますよという当初予算を、今言ったあっち1億円、こっち2億円、足せば3億円みたいな話を積算精度をもう少し高めれば、基金繰り入れを半分の3億円で予算を組んだりとか4億円で組んだりということもできると思うんですよね。現実に決算が終わると、基金繰り入れは停止されたとか、こっちではこんなにも余りましたよと。市税はこんなに増えました、確かにそれぞれ厳しく厳しくやって余裕を持った結果というのものもあるでしょうし、それぞれ皆さん効率的な運用をしていただいて、結果的には予算は余ったということも当然あると思ひますので、それぞれが理由はあるんでしょうし、今言われたとおりだと思うんですけれども、もう少し私は全体予算の精度というのかな、積算の精度を高めたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、こういった一部で予算決算の差異が大きくならざるを得ないというのは、これでいいんだと言われればそうなのかもしれませんけれども、もう少し精度を高めるとか、今の差異のあり方という全体に関してどうお考えでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えをいたします。

予算の編成時にあっては、市長のマニフェスト、あるいは総合計画、これらとの整合性がきちんととれているのかどうか、それから事業の必要性、これはもちろんでありますけれども、積算の内容についてもしっかりとコスト意識が持たれているかどうかといったようなことを中心に編成作業に当たっているところであります。

しかしながら、今ちょっとお話がありますように、例えば公共事業の入札の執行残とか、そういったほかに、職員が途中で退職をするとかということで職員費が減になるとか、そういったいろいろな要素があって、年間では大体5億円程度が不用額としてずっと推移をしてきている状況にあります。この不用額については、3月の時点で減額補正という形で取り扱いをしますけれども、当初から一定の不用額は発生するものということでの予算編成にはなっております。

そこで、平成24年度7億1,600万円という大きな不用額になったわけなんですけれども、これに

については今までお話のあったとおり、後期高齢者の医療費の負担金、あるいは消防事務組合の負担金、それから介護保険事業、それから下水道事業などの特別会計への繰出金、そして低炭素むらづくり事業を初めとする入札の関係の執行残ということで、大変大きな不用額ということになりました。

それで、今後ということになりますけれども、まず歳出に当たっては、これまでどおりコスト意識を持ってしっかり必要最小限の経費を算定していきたいというふうに考えていますし、あと歳入にあっても、国からもいろいろ通知が来ますので、そういったようなものによってよりの確な歳入の財源を見積もるなどして、井上委員の御意見も踏まえながら、精度の高い予算編成となるように努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは次に、財政指標の健全化に関する質問をさせていただきたいと思っています。

まず、合併算定がえに関してお尋ねをしたいと思います。

本市は合併をしているわけですが、合併前の旧市町村ごとに算定される、いわゆる普通交付税の合算額を下回らないように普通交付税を算定すると。これは合併年度と、その後の10年間、その後5年間は段階的に減縮しながらするという、いわゆる合併算定がえというのがございます。

本市は、平成17年9月1日に合併しております。旧土別、旧朝日町が新設合併という形で行っておりますので、平成17年が合併年度でその後10年間ですから、平成18年から平成27年までの10年間で、いわゆる本来の算定の普通交付税のそれにプラス、いわゆる今の合併算定がえの普通交付税を加算されるというのが平成27年まで、あと2年間、今年を抜かすと2年間続くということになります。その後5年間で段階的に縮減されるということで、平成28年から平成32年までの5年間で段階的に、いわゆる算定がえの部分が縮減されていくと。そして平成33年度以降、本来の普通交付税の額になると。戻っていくということとなっております。

それで、いわゆる合併11年後の平成28年度から、今申しましたとおり普通交付税が5年間段階的に縮減されます。当然今後国の交付税がどういう算定に対して変化が起きるかですとか、またその基準となります国勢調査もまた当然その時々、5年ごとでしたか、ありますし、そういうのも不確定な要素も多々あるというのは当然承知しておりますが、あくまでも今の現況が続いたという上で、この縮減期間の28年からの5年間の総額というか、交付税がどのような形で減額されて推移するのかということで、現状における想定額をお答えいただきたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 合併特例の交付税、合併算定がえというふうに言っておりますが、平成28年から縮減が始まりまして、この年度が9割の交付になります。その後、7割、5割と2

割ずつ減っていきまして、平成32年に1割ということになります。

それで、現行の交付税制度をもとにということで、平成24年度の決算で申し上げますと、この合併算定がえで上乗せになっている交付税の額が6億4,500万円という金額になっております。これをこの5年間で算定をいたしますと、合わせて16億1,200万円、これがこの5年間の影響額というふうになります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今の普通交付税は特別交付税、いわゆる特交というのが9億円か10億円ぐらい毎年来ていると思うので、地方交付税からそれを引きますと、普通交付税は六十七、八億円ですよね、現在。そのぐらいで推移しているかと思うんですけども、それに対して5年間で16億1,200万円ということで、非常に大きな影響があるなど感じる次第です。

そうしますと、計算すればわかるんでしょうけれども、ちょっと改めてお答えいただきたいんですけども、そうすると、33年度、今の上乗せの6億4,500万円が減ると、普通交付税は現況のまま続くとすれば、どのぐらいの金額になるんでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 平成24年度ベースで申し上げますと、マイナス6億4,500万円で、65億2,100万円という算定になります。ただ、委員お話のとおり、これはこれからいろいろな要素が変わってくるということがありますので、その要素を排除した数字ということになります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それともう1点、合併特例債、震災の影響で5年延びて15年間の間に発行ができるということになっておりますが、この約70%が後ほど交付税措置がされるという特例債であります。こちらのあと今残っている発行枠は、大づかみの幾らというのは聞いていますけれども、細かく教えていただきたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 合併特例債発行枠全体で申し上げますと、56億2,500万円が士別市の発行枠というふうになっておりまして、これまで6億1,900万円を既に発行しております。それで残りが、発行枠が50億600万円、これが残りの発行枠でございます。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今後（仮称）環境センター、また、この本庁舎の耐震性に問題があるということで、大改修なのか建てかえなのか含めて、いわゆる改修も大きなテーマになるかと思いますが、主にその2つが多分合併特例債の今後の発行に係ってくるのかなと思います。それを実際に発行する年度と、今50億円ほどの枠が残っているということなので、どのぐらいずつ発行、これは確定ではないので細かいことは難しいでしょうけれども、おおよそどういう時期にどのぐらいの発行をしていくと。そしてまたこれは、償還期間は20年が最長とお聞きしていますけれども、今後発行する特例債も20年という償還期間で発行されるのか、それとももう少し短くするのもあわせてお答えいただきたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 現段階の見込みで申し上げますと、残り50億円の発行枠に対しまして、環境センターの整備事業、これが平成28年度供用開始予定ということで、そちらに約20億円、それから本庁舎の整備につきましては、おおむね平成31年度をめどに約30億円ということで、合わせて50億円の予定をしております。

それで、償還期間につきましては、実際には借り入れ先等にもよって変わってくるんですが、例えば地方公共団体金融機構であれば、最大30年までという制度になっておりますので、それはその時々によって、もしくは市町村振興協会という借り入れ先もありますが、そうなりますと、おおむね20年程度というのをめどに、また検討していくということになるかと思えます。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今お答えいただきました残りの約50億円の枠を今後発行していくということになるんですが、実際それ起債するわけですから、当然起債残高が、今後合併特例債を発行するごとに起債残高がどんどん増えていくということになるかと思えます。

財政指標いろいろありますけれども、24年度の決算を見ますと、実質公債費比率が16.5%から前年度、24年度が15.9%と、実質公債費比率が下がっております。将来負担比率も147%という形で下がってきておまして、これは、それだけ見ると、非常にいい方向なんですけれども、中期的に見ると、今言ったような形で当然悪化していくと思われまます。実質公債費比率、士別は、これ179道内市町村で23番目に高いんですね。一番上が夕張の40%で、お隣の名寄市ですと13.1%の61位、お隣の剣淵町を見ますと、135位で8.7%ということで、かなり下がったんですけれども、まだまだ上のほうにいるというのが現状です。

将来負担比率も、これ24年度で上から12番目の147%ということで、非常に比率が高いと。お隣の名寄市ですと69番目で59.5%ということで、非常に本市の場合は1人当たりのこれから背負う本市の負債が多いというのが現況なんですけれども、今後、合併特例債含めて50億円を、特に特例債50億円を20億円、30億円と使っていくわけなんですけれども、中長期的にこの今言った財政指標、特に実質公債費比率ですとか将来負担比率がどのように推移していくと。一度どこかで上がって、また落ち着いてくるんでしょうけれども、その辺をどう予測されているのかお答えいただきたいと思えます。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） まず、実質公債費比率への影響でございますが、これは年間の元利償還金の割合ということになりますので、元利償還のピークは、例えば平成31年に50億円を発行して、元金償還据え置きは3年として平成35年、このあたりがピークになるだろうということで、その段階では、おおむね実質公債費比率が22%ぐらいというふうな推計をしております。

現在、お話のとおり15.9%ですから、約6%程度は上昇するだろうという見込みでございますが、このうち合併特例債の影響というのが交付税措置がありますので、償還額の3割ということで、その分が率にすると1.3%程度、これが合併特例債の償還が影響してくる数字という

ふうな試算をしているところです。

もう1点、将来負担比率につきましては、これはある時点での資産の量をはかるという考え方で、一般会計が背負っている借金が年間収入の何年分かというような数値になります。これにつきましては、地方債の現在高のピークが平成31年というふうに設定をして、一部償還が始まっておりますので、例えば合併特例債でいえば49億円がこの時点での残高ということで、7割の交付税措置を引いた15億円がこの将来負担比率に算入されるということになりまして、現在の試算では約170%程度になるだろうという推計をしております。現在147%ですから、おおむね20%程度上昇するというような試算をしております。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今お聞きして、将来負担比率では31年ぐらいがピークになると。実質公債費比率では35年ぐらいがピークになるということですから、これから結構厳しいと言わざるを得ない状況に入っていくのかなというところです。

今、1人当たりのここに、これ、おとし、平成23年の本市の出しているデータですけれども、1人当たりの市債残高が類似都市、網走、稚内と10市ぐらい載っていますけれども、その中でやはり一番高い1人当たり100万円を超える負債を抱えているのが現状で、それが今後増えていくということになるかと思えます。有利な負債を、特例債も有利な負債になると思えますので、それを使っているんだとよく言われますけれども、他市が使っていないわけではなく、他市もそれなりに有利な負債を使っていると思えますので、決して楽観はできないと思っております。

これは、その時々議会の各議員さんや委員さんが必ず最後に質問することなんですけれども、改めてお聞きしますけれども、今後、行財政改革を具体的にどういうふうに進めていくかというお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えをいたします。

現在、行財政改革の関係は大綱に基づきまして後期の実施計画を推進中であります。この計画、23年度から27年度までの5年間の計画ということになっておりまして、最近では福祉施設の指定管理、それからインターネットを使った公有財産の売り払い、そして緊急エリアメールですとか、さほっちメーるですとか、そういった情報の関係の取り組み、こういったことを行ってきております。行政サービスの水準を保ちながら、そしてコスト意識を持って行財政運営に当たるということをまずこの計画の中では基本として、これからも当たっていきいたいというふうに考えています。

それからまた一方で、自治体運営改革会議を設置しまして、この中で公共施設あるいは組織機構のあり方、これらを検討をしている今段階にありますけれども、さきの議会でもいろいろ話題になりましたけれども、今後においては民間活力の導入、特にPFI、あるいはPPP、これらについての研究を重ねていながら、市民サービスの向上ということに努めていきたい

なというふうに考えています。

また一方で、公共施設マネジメント計画を今後策定していく考えでもありますので、長期的な視点に立って公共施設の補修計画、あるいは維持管理の計画、これらを総合的に見直すような計画づくりもしていきたいというふうに考えています。

全体的に申し上げれば、こういったコスト意識を持ってしっかりと行財政運営に当たっていくということで健全化を図っていくことをまず大きな目標にしながら、これらについては取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、財政に関しては最後の質問になりますけれども、水道事業会計について質問をしたいと思います。

水道会計、平成21年度までは黒字経営をされておりましたが、平成22年から純損失、平成22年は3,067万円の純損失、平成23年は5,480万円の純損失と増えてきています。これは、その前の年の未処分利益剰余金等で埋めているということでありました。平成24年度も更に増えて純損失が7,648万円ということで、もう未処分利益剰余金が4,380万円しかありませんでしたので、それに利益積立金2,000万円を足して埋めても足りない1,268万円が、これは昭和52年以来の36年ぶりのいわゆる欠損金という形で、1,268万円の未処理欠損金が発生しております。

これは、年々純損失がもう内部的な未処分利益で埋められないという状況で欠損金が出たという状況に24年度はついになりましたが、こういった現況をまずはどう分析をされているのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 大杉上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 今の井上委員の御質問にお答えをいたします。

内容的には細かく御説明をいただきました。平成22年度から単年度で純損失が発生しております。その額は22年度で3,067万7,000円、23年度では5,480万8,000円であります。一方、22年度、23年度の決算後の利益剰余金及び利益積立金の残高は、22年度は1億1,861万3,000円、23年度におきましては6,380万5,000円となっております。24年度につきましても給水収益の減少、それから減価償却費の増加ということとあわせまして、支払い利息の増加、それから施設の維持管理費の増加などにより、剰余金等で補填しても1,268万2,000円の未処理欠損金が発生したところであります。

理由としては今申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それはわかっているんです、私が言ったとおりで。そうなったというのが、どうしてそうなったのかという状況をどう分析されているかということをお聞きしたんですけれども。

○委員長（小池浩美君） 西野建設水道部次長。

○建設水道部次長（西野英二君） 今、22年度から純損失が発生をして、最終的に24年度の決算を迎えて1,268万2,000円の未処理欠損金が発生しております。この大きな要因としましては、平成22年度は3,067万7,000円の純損失がありましたけれども、平成24年度が7,600万円ということで、約4,500万円ほど増加しております。この増加の原因につきましては、一つは給水収益の減少が約340万円ほど、それと減価償却費の増加で1,320万円ほど、それと支払い利息の増加で600万円、あと維持管理費、これは浄水場等の動力ですとか薬品費、これらを含めまして約2,100万円ほど増加して、これによって未処理欠損金が発生した状況となっております。

以上であります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと企業会計、これは日々営業活動に必要な経費として収益的収支というのがございます。もう一つ、施設の改良などに必要な経費として資本的収支ということで分けて経理をされております。これは、企業会計はそうすることになっているわけですが、先ほど減価償却という言葉がありましたが、実質的に収益的収支で支出が収入を上回って赤字になった場合でも、支出の中にはいわゆる現金の支出の伴わない減価償却費が含まれるので、直ちに資金不足にはなりませんよということかと思えます。

現実に水道会計見ますと、平成22年度には6,850万円の資金不足、平成23年度は6,710万円の資金不足、平成24年度は7,841万円の資金不足と。この資金不足も年々増えているんですけども、それぞれ損益勘定留保資金等により補填しましたということで報告がされているんですけども、現実に平成24年度のところでお聞きしますと、24年度の決算前後でこの7,841万円の資金不足を補填することによって、その留保資金はどのように推移をしているのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 平成24年度の補填財源として使用可能な損益勘定留保資金4億4,272万2,213円でありましたけれども、平成24年度の赤字補填の財源として4,898万9,942円を使用いたしました。決算後は3億9,373万2,271円となっております。補填財源として使用させていただきました。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今こうやって聞くと、私は隠していると言っている意味じゃないですよ、ちゃんと聞くと、こうやって損益勘定留保資金はどのように今残額がありますとお答えいただけるんですけども、これは非常に決算上重要なものでありまして、いつも決算書を見ますと、資金不足は損益勘定留保資金等により補填しましたと必ず書かれているんですけども、その数字のデータが我々いただくこの水道会計の決算書には載っていないんですね。こういう今資金不足が発生していて、この3億9,000万円ちょっとですね、今残っている残高。これが仮に七、八千万円ずつ毎年補填としていくと、いずれ枯渇して資金不足に陥るということも含めて

大きな意味のある数字です。これは企業会計ほか病院会計もありますけれども、こういった資金勘定の留保資金、こういった関連項目、ぜひ決算書にも添付するべきだと思いますが、どうか、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 決算書では資本的収支、それから資金不足が発生した際に、その補填財源について損益勘定留保資金等により補填するというふうなことで出されておられません。この部分については記述されておりますけれども、それだけにとどまっております。今後、損益勘定留保資金等の補填の財源、残高の記載をしていない状況がありますので、今後の企業会計、それから経営状況をよりわかりやすく説明するために、収支にかかわる資金不足の補填財源種別、それから金額を記す、補填使用後の残高についても記載することについて、今後検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 検討ではなく、ぜひしていただきたいと思います。これは別に隠すものでも何でもないので、載せられるものは載せていただきたいと思います。

それで、今、3億9,000万円ちょっとの留保資金があるといっても、このままいくと、資金不足が続くと、どこかで不良債務が発生するということになるかと思っておりますので、一体この後改善されるのかされないのかも含めて、このままいってしまうと、いつごろ不良債務発生の時期になると想定をされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 西野次長。

○建設水道部次長（西野英二君） 先に、ただいまの大杉主幹のほうから損益勘定留保資金の関連項目の決算書への記載について記すと答弁しましたけれども、記載ですので、訂正させていただきたいと思っております。

ただいまの井上委員から御質問ありました料金改定の時期に変化はあるのかについてでありますけれども——大変失礼しました。不良債務の発生時期でありますけれども、25年9月の収支計画では、平成31年度に不良債務が発生する見込みであります。この金額につきましては1億1,530万円と想定をされております。

以上であります。

（発言する者あり）

○委員長（小池浩美君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 平成25年9月の収支計画の中では、平成31年度に不良債務が発生する見込みとなっております。そして今、不良債務の金額でありますけれども、次長のほうから説明がありました金額となっております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 答弁が前後しているのによくわかりづらいですけれども、一応31年度にはこのままいくと枯渇する可能性が高いということですね。

それで結果的に、これは23年、ちょうど2年前の決算審査特別委員会で菅原委員が料金改定をせざるを得ないのではないかということで、ちょうど2年前にその質問に対しての答弁は、28年度ごろにはというお話がありました。今、不良債務、いわゆる留保資金が枯渇するのは平成31年まで、逆に言うと、持ちそうだという意味もあるのかもしれませんが、そういう全部枯渇するまでがいいのか悪いのかという問題もありますけれども、その料金改定せざるを得ないと、時期に対する考え方は2年前と変化はあるのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 西野次長。

○建設水道部次長（西野英二君） 平成23年の菅原委員の決算審査特別委員会の中で水道料金についての値上げについて御質問がありました。そのときの答弁としましては、平成22年度決算で3,067万円の純損失が発生したものの、累積欠損金ですとか不良債務が発生していない状況にありますけれども、今後の人口の減少ですとか給水収益の減少、あるいは浄水場ですとか配水管整備に係る費用を考えますと、平成28年度には料金値上げの改定が必要となる見込みと答弁をしておりました。

それで、最初に水道料金改定時期の判断について御説明させていただきます。

1番目には、単年度で赤字、純損失が発生するとき、2番目には累積欠損金が発生するとき、3番目には不良債務の発生、あるいは現金預金が1億円を切るときというのが料金改定時期であるという考えから、平成23年度の決算では、平成28年度には不良債務は発生しないものの、現金預金が4,000万円となることから、平成28年度に改定が必要と答弁したところであります。

そこで、御質問ありました水道料金の改定時期に変わりはあるかとのことについてであります。平成22年度決算後の収支計画と平成24年度決算後の経営状況について比較しますと、経常経費であります収益的支出では、人件費や施設維持管理費の縮減などにより、平成23年度は約3,500万円、平成24年度では2,400万円好転している状況にあります。また、資本的支出におきましても、これまで市単独事業と計画していた工事の一部が平成25年度以降国庫補助対象となり、国庫補助金が充当されることから、好転する見込みとなっております。

このように、平成23年、24年の決算が好転したことから、水道会計の現金預金が1億円を切るときにつきましては、平成28年度から平成30年度へ2年先延ばしとなる見込みとなっております。しかしながら、平成31年度以降から多額の不良債務が発生することも予想されております。今後、水道事業が健全経営を維持できる適正な水道料金のあり方と料金改定時期、改定率については十分慎重に検討、審議したいと考えているところであります。

以上であります。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これから検討するということ、私は値上げをしろと言っている意味ではないんですよ。値上げをしないで済めばそれにこしたことはないという前提でお話をしているわ

けですけれども、それで、今まで非常に投資を結構してきました。特に東山の浄水場はもうすぐピークを終えて来年度ぐらいで改修が終わると聞いておりますが、今後、中期的にその決算にも当然かかわってきます建築改良、どのようにこれから進めていくのか、そして投資額がどのように推移していくのかと。また、企業債の償還金はどんな形で推移していくのかというのをお答えいただきたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 投資額の推移と見込みについてでありますけれども、平成17年度から始まりました東山浄水場改良工事が平成24年、25年にピークを迎えております。建設改良費は平成24年度では7億4,972万円です。平成25年度では9億2,600万円が見込まれております。現在の総合計画では、東山浄水場改良事業が完了する平成26年度におきましては2億6,000万円、平成27年度では1億6,000万円、平成28年度では1億7,200万円、その後は1億円を切る計画になっております。

それから、企業債償還金の推移見込みということでありますけれども、企業債償還金の実績と見込みについて報告をさせていただきます。

22年度から24年度までの実績についてでありますけれども、平成22年度1億5,615万6,000円、平成23年度1億6,143万円、24年度2億1,872万円となっております。今後の25年度から29年度までの見込みでありますけれども、25年度1億3,734万円、26年度1億4,879万円、27年度1億5,313万円、28年度1億4,929万円、平成29年度では1億5,394万円の見込みであります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう一つ聞きます。

来年4月から消費税8%改定決まっておりますけれども、この水道料金据え置くと、来年は多分そういうことだと思いますが、8%になった上での水道会計に対する影響額はどのぐらいを想定されているのでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 大杉主幹。

○上下水道課主幹（大杉育功君） 消費税の関係でございますけれども、消費税据え置きの場合の次年度の影響額であります。水道料金では1,033万7,000円です。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 多分財政側当局の答弁になるのかもしれませんが、このほかの会計でも消費税改定による料金ですとか利用料の影響するものがあるかと思うのですけれども、大まかにざっと簡単なものでいいですから、この消費税改定による影響ある項目がどんなものあって、また、どのように今後それに対して来年度以降対応するというのが、今決まっている範囲のことで結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 消費税の対象となる会計につきましては、まず病院会計については検診料ですとか予防接種料、こういったものは対象となるわけですが、診療報酬は非課税ということで、国保会計ですとか診療施設特別会計も同様ということになります。

あわせて介護報酬も非課税ということで、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計も同様ということになりますが、診療報酬、介護報酬につきましては、非課税であっても、仕入れには課税されるということもありますので、それぞれの報酬がその分の影響が出ないような改定も検討されているという状況であります。

そのほかに、下水道会計の使用料、農業集落排水の使用料は課税対象ということになりますし、一般会計の例えば法令に基づき徴収する手数料、戸籍謄本の手数料とか保育料、そういった政策的な非課税のもの以外は、基本的には課税されるという状況にあります。

そこで、今後の方針についてですが、消費税改定を踏まえまして、総務省では地方公共団体の手数料の標準に関する政令、この改正の要否について関係省庁と検討を進めているという通知が届いているところであります。本市についても今現在検討中でございますが、これまで消費税の取り扱いについては、土別市においては納税義務が生じる特別会計、それから一般会計においては営業活動に伴うもの、例えば公共施設の営利、営業利用、そのほかに利便が個人に限られるようなサイクリングターミナル等々の施設の利用料等に限定して課税をしてきておりまして、こういった経過も踏まえながら早急に方針を出すということで、今、鋭意作業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、最後の質問にいきたいと思います。

地域おこし協力隊について御質問したいと思います。

地域おこし協力隊、これは全国各地で活躍をされておりますが、今、その目的というか内容は、地方自治体が都市住民を受け入れ、委嘱し、地域おこし活動の支援や農林・農業の応援、住民の生活支援等地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら地域の活性化に貢献してもらおうという中身になっておりまして、今、平成24年度で617名と、207自治体で活躍をされているということで資料がございます。

それで、本市でも現在隊員が1名活動されておりますが、平成23年度の年度途中からたしか採用された方かと思いますが、ざっと現在までの活動の内容と、その実績等をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 吉田企画課主査。

○企画課主査（吉田三奈子君） お答えいたします。

地域おこし協力隊、鯨井啓子氏の着任から現在までの活動内容と実績につきまして御説明いたします。

鯨井協力隊が着任した平成23年度は、自身のブログを立ち上げ、現在まで継続して情報発信

を行っているほか、めん羊工芸館くるるんにおいて羊毛加工技術の取得に向けた活動を継続的に行ってきました。また、めん羊工芸館くるるんのホームページの立ち上げや、めん羊工芸館くるるん前の観光看板の作成、設置のほか、ラム串の販売やカレーサミットなどのイベントへ参加しています。

平成24年度は、道北日報において毎月1回手書き新聞の連載を開始したほか、フェイスブックページの立ち上げ、YOSAKOIソーラン祭りに参加した士別・みよし合同チームに対する手づくり羊毛ストラップの寄贈なども行いました。更に、士別ハーフマラソン会場では、羊毛加工体験ブースを出店したほか、第6回羊まつりでは、福島県川内村に送るタペストリー作成ブースを出店しました。更に、士別にコラッセ夏学校ではフェルト加工体験のサポートを行っています。

平成25年度は、士別産春小麦を原料にした本格焼酎恋し羊のラベルデザインや農畜産物加工体験交流工房の～むのチラシデザインのほか、短期移住体験住宅利用者に配付する士別市生活ガイドを作成しました。そのほか、羊と雲の丘観光振興プロジェクト会議に参加するなどの活動を行っています。

鯨井協力隊の主な活動内容と実績については以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、来年の9月までですか、今の鯨井隊員の任期ということなんでしょうが、このいわゆる採用期間終了します。最長3年となっておりますので、その期間終了しますと、本来、先ほども申しましたとおり、定住・定着を図るとというのが一つの大きな目的にもなっています。これは本市の2次募集中の受け付け終了してはいますが、ホームページにも本市としても書いてありますけれども、意欲のある都市住民を受け入れ、その定住・定着を図るということも書かれております。

現実には和寒町では、元隊員がカフェをオープンして、定住・定着をされているという事例も、愛別でもありましたか、あちらこちらで今聞こえてきております。今の隊員の方にぜひ今後定住・定着をしていただければ、今後の新たな隊員を募集する上においても、この本来の目的に合うような形で進めていくべきだと思います。それに対しましては、本市としてもできる限りのサポートをしていくべきだと思いますが、その辺の定住・定着、いわゆる期間終了後のサポートについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 佐藤企画課主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

現在の協力隊は、これまで観光分野を中心にさまざまな取り組みを行い、定住・定住の方向で検討を進めてきましたが、現時点ではまだ生計を立てられる具体的内容までには至っていない状況であります。現在本人が今後の方向性や可能性を探っている段階であります。定住・定住に向けましては、まずは本人の意思や意向を尊重する考えでありますことから、その意向等を踏まえた上で、随時相談や必要なサポートに努めていきたいというふうに考えております。

あわせまして、先進自治体の事例なども参考にしながら対応に当たっていきたいというふう
に考えております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 本人の意思、まずそのとおりだと。本人の意思が決まらないとその先には
進まないと思いますが、御本人が定住・定着希望される場合は、ぜひともサポートのほうをよ
り一層お願いしたいと思います。

それで、隣の剣淵町ではこの協力隊がこの夏か秋ぐらいから3人体制ということで、非常に
積極的に採用をされております。本市の場合は、今年度はもう多分ないんでしょうけれども、
新年度に向けて新規の協力隊員の募集等についてはお考えなんですか。

○委員長（小池浩美君） 中峰企画課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

御承知のように、地域おこし協力隊は本人にとって一つには自分探しであり、また仕事探し
であったり、更には貢献の場を探すというような意味合いも持っておりますし、受け入れる地
域にとっても、都市の住民を受け入れる中で地域協力活動というような形で地域振興の一翼を
担っていただくと、そういったことが目的でありますから、双方の意向を考え、これらの合致
が得られれば、非常に意義ある制度だというふうに考えております。

そうした意味からも新規募集については前向きに検討してまいりたいというふうに思ってい
ます。ただ、そのためには、やはりまず本市のまちづくりの各分野、今後のまちづくりを進め
る中でどのような人材が必要なのか、どのような活動をしてもらうのか、そういったことをひ
とつ明確化していくことが必要だろうというふうに考えています。同時に、協力隊として来て
いただく方に臨時職員的なことで何かのただお手伝いをしていただくですとか、そういったこ
とは担っていただくべきではないだろうというふうに思っていますから、そういった観点で協
力隊のこの制度の本旨というものを捉えながら、新規募集について検討していきたいというふ
うに考えています。

また、あわせまして、協力隊が、今井上委員おっしゃられたとおり、先々地域に定着・定住
ということを図っていくためには、やはり地域の中での受け入れ態勢、こういったことも重要
でありますから、募集する内容を含めて、その内容に伴っては関係する組織や団体、あるいは
地域の皆さん方との相談・協議と、こういったことも必要になるのではないかとというふうに考
えているところであります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、必要な人材、どのような活動を行っていただくかと、また地域の受け
入れ態勢が重要だというお話がありましたけれども、この地域おこし協力隊というのは、実施
主体は地方自治体という形になっていますけれども、本市にあるさまざまな民間組織、民間団

体がございますけれども、そういった民間組織、団体からぜひ隊員をこういう形で受け入れたという、逆に民間側から前向きな意向があった場合、隊員を市から派遣とか出向させるというのは、例えば一例を申し上げますと、観光協会のようなそういった組織で、観光事業に対してお手伝いをいただきたい、また外から来た意見を出して活躍していただきたいなんていう意向がありました場合には、市からの協力隊員の派遣ですとか出向というのは可能なんでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

協力隊の任用、私ども通常どおり委嘱という形で行っておりますが、これについては行政が行うということでありまして。協力隊の活動というのは、まちづくりのさまざまな分野、これが対象になることは先ほども触れさせていただきました。そういった中では、活動の内容によってはその拠点が必ずしも今のように役所の庁舎内である必要はありませんから、各いろいろなケースが考えられるものと思っています。

例えば今お話がありましたように観光協会などに拠点を置いての活動と、こういったものも可能ではあると考えておりますけれども、ただその場合にあっては、単に一連の業務の中でのお手伝いというようなことではなく、例えば何か新しい事業を展開していくなどの上で都市部からの人材を確保しよう、特に外部の目線を導入していこうというようなことですか、何かノウハウを持っているところを発揮していただくのと、こういった観点のもとに、更には隊員自身の思いや考え、独自の活動、こういったことが保証され、その任期後には定住・定着を目指していただくんだと、そういったことが必要なのではないかというふうに考えているところでもあります。

そういった中では、任用という、委嘱ということで協力隊、そういった活動にということであれば可能とは考えておりますが、最後にお話のありました派遣、あるいは出向という形態というのは、どちらかというところ、ある特定の一連の事業をただお願いするというようなことがちょっと想定されますので、どちらかというところ、なじみづらいのではないかなというふうに思っています。

今後のまちづくりの一翼を担っていただくという人材として、そういった外部の人材、都市住民にどういった活動を求めていくのかというところを明確にした上で、ぜひ隊員自身の意思や能力、これが発揮される環境づくりが必要なのではないかなというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ協力隊も本当に活躍しやすい環境と、本人もぜひ活躍していただけるような状況をうまくつくりながら、今言ったようないろいろな民間の力とともに活躍できるような新たな募集をぜひ検討していただきたいということで、私の質問を終わります。

○委員長（小池浩美君） まだ総括質問が続いておりますが、ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時05分休憩）

（午後 3時20分再開）

○委員長（小池浩美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず、第1項目のワクチン接種について質問いたします。

予防接種法の一部が改正され、本年4月1日より施行されました。改正の背景には、欧米など先進国と比べて日本は公的に接種するワクチンの種類が少なく、いわゆるワクチンギャップの問題解消、予防接種施策を総合的かつ継続的に評価、検討する仕組みの構築などのため、予防接種制度について幅広い見直しを行う必要があるとして改正されました。

改正された点は、定期接種の対象疾病の追加で、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の3種類のワクチンが定期接種に追加されました。また、副反応報告制度も法定化され、副反応報告制度を法律上位置づけ、医療機関から厚生労働大臣への報告が義務化されました。

私自身、今回の改正については大変歓迎しておりますが、今回漏れたおたふく、水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染ワクチンの定期接種化を早く実現していただきたいと考えております。

成果報告書によれば、平成24年度はヒブワクチン466人、小児用肺炎球菌ワクチン482人、子宮頸がん予防ワクチン194人となっておりますが、平成23年と平成24年の接種状況を人数、金額、接種率でお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 安野保健福祉センター主査。

○保健福祉センター主査（安野聡江君） お答えいたします。

インフルエンザ菌B型に対するワクチン、いわゆるヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種対象者は、生後2カ月から5歳未満と対象年齢に幅があります。また、接種を開始する月齢によっても接種回数が異なると、接種人員と接種回数は一致いたしません。そこで、接種率については平成23年度と24年度に生まれた乳幼児の状況についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは対象者が中学1年生から高校1年生の女性であり、その中で3回接種した方が接種完了となることから、接種率については接種完了となった方の割合等をお答えいたします。

まず、ヒブワクチンの接種率であります。平成23年度の対象人数は135人、接種済み数120人、接種率88.9%。24年度対象人数94人、接種済み数90人、接種率95.7%となっております。

肺炎球菌ワクチンの接種率は、平成23年度の対象人数は135人、接種済み数122人、接種率90.4%。24年度対象人数は94人、接種済み数90人、接種率95.7%となっております。

次に、子宮頸がんワクチンの接種率でございますが、接種完了となった方の割合は、平成23年度は対象者数462人、接種完了者数347人、接種完了割合75.1%。24年度は対象者数187人、接種完了者数69人、接種完了割合36.9%となっております。24年度の接種対象者の中には、前年度対象者であって接種を希望しないと思われる未受診者も含まれることや、25年度に完了予定の対象者がいたことから、単年度で見ますと接種率が低い状況です。

次に、事業費であります。平成23年度、ヒブワクチン284万4,000円、肺炎球菌ワクチン465万6,000円、子宮頸がんワクチン1,091万1,750円。24年度、ヒブワクチン279万6,000円、肺炎球菌ワクチン385万6,000円、子宮頸がん305万5,500円となっております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応について、今、テレビ等で各方面からいろいろな意見、報道が出ています。それに対しまして厚生省は、6月に接種勧奨を一時中止しています。先日も北海道新聞の記事で、4月から7月末までに接種した延べ約25万人から副作用は129件、そのうち重篤例は37件だったと掲載がありました。

そこでお伺いいたします。子宮頸がんワクチンの副反応に対する士別市の説明、それと対応、そして現状のこのワクチンに対する考え方についてお知らせください。それと、対象者、または保護者の動向についても、保護者によっては受けさせないとかいろいろ考え方があると思うんですけども、わかる範囲で教えてください。

○委員長（小池浩美君） 政田保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（政田祐子君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの主な副反応といたしましては、注射部位の痛みであるとか腫れ、または赤くなったりするなどがございます。重篤になりますと、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄膜炎など副反応があります。市内で接種された方の副反応の報告はございませんが、厚生労働省のまとめによりますと、医療機関から報告された副反応が平成22年11月から平成25年3月までに計1,196件の報告があり、うち106件が障害が残るなど重症なケースだったということでございます。

国は、副反応検討部会の検討結果を踏まえ、今年6月にヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての文書を発出し、積極的な勧奨はしないとの勧告があったところであります。

市ではこの勧告を受け、積極的な勧奨は控えることとし、すぐに市内医療機関にお知らせするとともに、未接種者と3回の接種が完了していない175人の生徒の保護者に対して勧告内容を伝える文書を個別通知し、更に、広報及びホームページに掲載、公共施設にポスターを掲示

するなど周知を実施いたしました。また、電話での問い合わせ等には国の勧告を伝えるとともに、副反応等の報告事例を伝え、接種、未接種の選択の参考となるよう、懇切丁寧な対応をいたしたところです。

対象者や保護者の動向ですが、この勧告により継続接種を見合わせた方が約10名程度いらっしゃるものと推測されます。勧告後の接種状況について延べ件数で申し上げますと、6月は8件、7月は6件、8月は4件、9月は3件となっております。現在のところ接種に関する情報に変わりはないことから、今後も国からの情報提供を受けながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 175名がまだ途中の人間も含めましていて、その方にこれから受けるその接種勧奨を中止したときの多分厚生労働省の文書等を送ったと思うんですけども、それで、それ以降、それでも6月8件、7月6件、8月4件、9月3件と受けられている方もいらっしゃいます。これについてはまだこれからいろいろな、今も厚生労働省では一応検討をしている段階ですので、それは今後見守りたいと思います。

それで、ちょっと話がずれますけれども、先日、また北海道新聞で掲載された記事なんですけれども、期限切れワクチンを接種したという記事ですが、「オホーツク管内の滝上町は30日、町国保病院で21日に行った予防接種で、町内に住む小学6年生男児1人に有効期限が約5カ月過ぎたジフテリア破傷風の混合ワクチンを誤って接種したと発表した。医師の診断で男児に健康被害は確認されていない。」という記事ですが、それに対しまして、滝上町のホームページで、この事故に対して対応という形で記載されている文書も読ませていただきますと、「今回の事故発生を受け、滝上町では事故の再発防止の徹底を求めるとともに、当該医療機関に対して注意を行いました。また、再発防止策について速やかに当該医療機関とともに協議・検討し、安全な予防接種事業の実施に取り組みます。」という記事でありましたけれども、実際、せっかくワクチンの幅が広がっているいろいろな予防が進んでいる中で、こういう極めて遺憾な事故がありました。

そこで、士別市はそういうことはないと思いますが、士別市のワクチンの管理体制、チェック体制はどうなっているのかお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 高木保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高木健史君） お答えいたします。

本市では、市内12の医療機関に予防接種をお願いしております。これらの医療機関の在庫状況等について確認いたしました。まず、ワクチンの在庫管理についてでありますけれども、ほとんどの医療機関では、ワクチンの接種の予約状況を確認しながら必要本数を発注している状況であります。必要以上に在庫しないんだということでしたので、特に問題はないと思っております。また、事前購入している医療機関もございましたが、常に新しいものに更新している

との回答を得ております。

使用期限の管理についてでございますけれども、事前購入している医療機関においては、接種時期が終了した時点で未使用分は返品しているとのことであります。ほかの医療機関につきましては、接種の予約による発注ですので、期限内に使用されるため問題ございません。

接種時は、いずれの医療機関も接種希望者氏名、ワクチンの種類、使用期限を確認した上で接種しているとの回答を得ておりますことから、在庫管理、接種時の管理など適切に行われているものと確認しております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

こういう事故は今年春にも大分県でありましたし、平成22年には滋賀県でも起こっております。ぜひ徹底した管理をしていただきたいと思います。

子宮頸がんは、今、ワクチンが接種勧奨ということで見合わせている方も多いと思いますが、子宮頸がんは毎年まだ1万人が発症し、2,700人が亡くなっている病気です。子宮頸がん予防ワクチンの安全性が確認されていない今、子宮頸がん検診を定期的を受け、早期発見、早期治療することが一番重要になってきております。

そこでお聞きいたしますが、子宮頸がん検診について、昨年、決算委員会で私も聞いたんですけれども、検診率、4年に一度の無料クーポンで検診された方は21年が30%、22年が25%、23年が32%で、2年に1回の検診では21年が16%、22年が19%、23年が19%でした。24年度の検診率を教えてください。

○委員長（小池浩美君） 安野主査。

○保健福祉センター主査（安野聡江君） お答えいたします。

市が助成する子宮頸がん検診は、20歳以上の方で偶数年齢の方を対象にしております。平成24年度の検診率は、クーポン使用の検診については32.7%、2年に1回の検診については16.8%となっております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

平成24年度が32.6%、2年に1回のほうが16.8%で若干落ちているのかなと思いますが、去年聞いたときに、周知の関係なんですけれども、いろいろな広報誌に掲載とかチラシ全戸配布、保育園、幼稚園、文化センターなどにポスターの掲示等とあったんですが、その中で、子宮頸がん検診率を上げる取り組みとして、乳幼児健診の際に受診案内をする予定だとお聞きしました。これは私も大変よい取り組みだと思ったんですが、その反応はどうだったか、そしてまた、今後新たな取り組みを考えられていましたらお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 政田主幹。

○保健福祉センター主幹（政田祐子君） お答えいたします。

委員お話のように、乳幼児健診の際にお母さんたちに受診の案内をしたり、育児中の方がまた受診しやすいよう、検診会場で子供を託児できる環境を整えるなどの取り組みは継続して実施しております。

お母さんたちの反応につきましては、調査集計ということは行っておりませんが、託児を利用して受診していただくお母さんは毎年七、八組いらっしゃる状況はあります。乳幼児を連れて受診する方もいらっしゃることから、育児中のお母さんへの受診勧奨は大変有効であると考えております。

最近の新たな取り組みとしましては、平成25年度からは満30歳になった方へのはがき勧奨の後の未受診者の方への電話勧奨を実施したほか、骨粗しょう症や乳がん検診とあわせてフェイスブックでも周知いたしました。また、集団健診の日程以外にも直接旭川のがん検診センターに行って受診できる個別検診を、クーポン利用者以外の方にも種類を拡充して市民の希望に対応し、検診率の向上を図っております。

今後も受診率が向上するように、あらゆる機会を通して周知、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） これからも検診率を上げてもらうような取り組みをいろいろしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

風疹についてなんですが、主に首都圏や近畿地方を中心に過去最悪のペースで増え続けている風疹について質問いたします。

国立感染症研究所は、今年全国の風疹患者数が6月9日までの累計で1万102人に達したと発表した。ちなみに、前年同期では339人の約30倍でした。昨年1年間の風疹患者数は2,392人をはるかに上回ったペースで増えています。

風疹は三日ばしかとも呼ばれ、日本では過去にも1976年、1982年、1987年、1992年に大流行があり、男女の幼児が定期接種の対象になってからは大きな流行にはなっていません。風疹は子供がかかる病気だと思われがちですが、現状、免疫を持っていない20代から40代の男性が多く、男性患者の83%を占めています。また、伝染力は水頭症やはしかよりも弱いとされていますが、感染力は、発疹などの症状が出る前から飛沫感染などで広がり、インフルエンザよりも高いと言われております。

風疹で問題なのは、治療法がなく対処療法を行うしかありません。ワクチンでの予防接種が対策の柱となっています。そのため、妊娠中の女性にはワクチンを打てないので、周りの夫や家族らの感染予防することが重要とされています。妊娠初期の妊婦が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが心疾患や難聴、白内障などの障害がある先天性風疹症候群になる確率が高いと言

われています。昨年10月以降、妊婦が感染して障害が出る先天性風疹症候群の赤ちゃんが19人いると報告されています。このような状況を受け、士別市として風疹に対する考え方をお聞かせください。

○委員長（小池浩美君） 高木所長。

○保健福祉センター所長（高木健史君） お答えいたします。

風疹は風疹ウイルスによって起こる急性の発疹性の感染症でございます。ウイルスに感染しても明らかな症状が出ることがないまま免疫ができてしまう方もいらっしゃいます。一度かかると大部分の方は生涯風疹にかかることはないと言われております。

委員お話のように、風疹に対する免疫のない妊婦が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障などの先天性風疹症候群と言われる障害を持って生まれる可能性がございます。特に妊娠初期に風疹にかかると、その可能性が高いことが認められております。妊婦が風疹にかかることによって、生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群の障害を持つことがないように、またそのような心配をしながら妊娠を続けることがないように、あらかじめ予防することが必要と考えております。

以上であります。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） この風疹の感染拡大を食い止めるためには、予防接種を助成する動きが起こっています。近くで言えば名寄市、旭川市、富良野市、南富良野町など一部助成をしています。士別市でも助成の考えはないのでしょうか。6月の報道では、風疹の大流行で予防接種を受ける人が急増し、8月にもワクチンが不足するおそれがあると報道されましたが、定期接種には影響がなかったのか、また、今のワクチン保有状況はどうなっているのかお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 高木所長。

○保健福祉センター所長（高木健史君） お答えいたします。

先に、ワクチンの不足による定期接種の影響についてお答えいたします。

全国的な風疹の流行に、風疹のワクチンの不足が言われております。関係機関に確認いたしましたところ、11月5日現在、昨日の状況でも、風疹単体のワクチンはいまだに安定した供給が得られておりません。麻疹・風疹の混合ワクチン、いわゆるMRワクチンにつきましては、ワクチン不足の報道後も提供を受けておまして、子供たちへの定期接種には影響がなかったことを確認しております。

次に、本市においての風疹ワクチンの接種の助成の予定でございますけれども、風疹の感染予防には予防接種が効果的であります。しかし、妊娠中につきましては予防接種が受けられないために、風疹の抗体価を持たない妊婦の配偶者、同様に妊娠を予定、または希望している方やその配偶者が予防接種を受けることが重要であると考えております。

本年、風疹が全国的に流行の兆しがありまして、先天性風疹症候群の発生が危惧されており

ますが、幸いにも本市では風疹の発生はございませんでした。元気な子供が生まれる環境づくりが必要でありますことから、大人の方に対する風疹ワクチンの予防接種助成について、来年度予算に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、その今検討している内容なんですけれども、各自治体、大体今言われた妊娠を予定している方が中心になると思うんですけれども、士別市もその方向で、旭川とか富良野、名寄等と同じ内容になるんでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 高木所長。

○保健福祉センター所長（高木健史君） 現時点の考えておるところは、妊娠を予定する、希望する方の助成、これ年齢制限が大体自治体によっては入っているんですけれども、これをどうするかまだ決めておりません。また、妊娠している方の女性の配偶者の方、また妊娠を希望する女性の配偶者であるとかそういったものを含めて検討しているところであります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 続きまして、生活保護基準の引き下げについてに移りたいと思います。

平成24年度生活保護の受給者を見ると、延べ人数、保護率、平成23年度より増え、生活保護扶養費の全体では減っていますが、生活保護扶養費が減った要因、23年度より減っているのも、その要因と過去3年の受給状況をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 川原福祉課主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

まず、平成23年度から平成24年度にかけて生活保護費が減った要因であります。平成23年度の生活保護費は総額で4億2,474万9,000円、24年度は総額3億6,354万2,000円で、約6,120万円の減額となっております。その原因は医療扶助が減少したため、医療扶助額は平成23年度が2億3,057万2,000円、平成24年度が1億6,653万1,000円で、約6,400万円の減額となっております。

次に、過去3年間の受給状況についてですが、受給状況を延べ人数と保護率で申し上げますと、平成22年度は延べ人数3,215人、保護率は12パーミル、23年度は延べ人数3,471人、保護率は13.3パーミル、平成24年度は3,548人で保護率13.8パーミルとなっております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 生活保護の中の医療費の部分については、毎年見てみますと、数字が大分動きますので、そのときそのときで大分変わってくるのかなと思います。

それで、ちょっと話はずれるんですけれども、この生活保護について、この間また報道の記

事で知ったんですが、先日報道でありました大阪府河内長野市の生活保護費の不正支出事件についてお聞きいたします。

事件は、平成13年10月1日から平成23年3月31日まで生活保護所管課に所属していた職員が、経理事務を担当していた職員が産休を取得した平成21年1月から平成23年3月までの間に、従来担当していた電算システム担当に加え経理事務を担当することにより、その立場や権限を利用して不正な経理事務を行い、1,326件、約2億6,600万円を横領した事件ですが、この事件を受けて、土別市として率直な見解と管理体制のチェックをされたのかどうかお聞かせください。

○委員長（小池浩美君） 川村次長。

○保健福祉部次長（川村慶輔君） お答えいたします。

今回のこの新聞報道による横領事件につきましては、保護費の支給額を決定する電算システムの担当者、それと経理をする職員が同一人であったということから、チェック体制が全く機能していなかったことにより発生した極めてまれな事例であると認識しているところであります。

本市のチェック体制の確認であります。こうした事例に対し十分対応できる体制であるかについて再度確認したところであり、同様のケースが発生することはないものと判断をいたしているところであります。しかしながら、絶対ということは何事においてもあり得ないことであります。今回の事件を対岸の火事として捉えるのではなく、今後においてもチェック体制の機能強化に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

更に、現在本市が実施しております具体的なチェック体制についてであります。確認を含めて、担当主幹からその内容について説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小池浩美君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） 私から、現在の支給経理体制について御説明申し上げます。

生活保護受給者から保護費等の申請があった場合につきましては、ケースワーカーが相談を受け、申請内容、請求書や領収書を確認した上で申請書を受理します。申請書に基づき生活保護のケースワーカーがシステムに入力して保護費が決定されます。それを査察指導員及び課長の決裁を受けております。その決裁を受けた後に経理担当者へ書類が回り、経理担当者が支出伝票を作成し、主査、主幹、課長の決裁及びケースワーカーの合議をとり会計課へ伝票が回り、支出されるという流れになります。支出の根拠はケースワーカーが作成し、支出の伝票は経理担当者、そして会計課で支出をというように、それぞれに決裁を受けるシステムになっております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 生活保護に関しましては、受給者の増加、不正受給の問題等で制度自体の見直しが進められ、生活保護者には大変厳しい状況となっている中で、担当職員がこのような事件を起こし、本来であれば担当職員は被保険者に寄り添い指導すべき立場と思っておりますが、そ

の職員が不正な行為を起こしたこの事件は、決して許されるべきではないと思います。

次に、8月から実施しました生活保護基準額引き下げに伴い、全国で生活保護利用者が行政に対して一斉に行った不服審査請求が1万人を超えたとも言われていますが、士別市では8月の引き下げで問い合わせや混乱はなかったのか、ありましたらお聞かせください。

○委員長（小池浩美君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

生活保護基準の引き下げにつきましては社会的なニュースでもありまして、ほとんどの生活保護受給者は知っていたものと思われまます。新聞報道等があった5月中旬以降に、幾ら減額になるのかといった問い合わせが数件ありました。市では、6月下旬に国の基準引き下げ方針についてのお知らせと、変更確定通知書の送付が7月22日になることを明記した文書を全世帯に対して送付いたしました。その後、各世帯の変更確定額の通知書が7月22日に着くように発送しております。早期に文書通知を行ったことから、6月の文書送付後は問い合わせもなく、引き下げによる混乱もなかったところです。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 全生活保護の方に文書で一応送ったということですので、引き続きそういうきめ細かい対応をしていただきたいと思います。

次に、就学援助についてお聞きいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与える制度として全国約157万人、全児童生徒に占める対象者の割合も16%となっています。この就学援助制度も生活保護基準の引き下げの影響により、就学援助の運用基準が生活保護に連動している市町村が多い中で、就学援助を受けられない世帯が出てきています。

今年度はこの影響を認めない助成措置をとっていますが、平成26年度以降は助成措置がない場合の就学援助を受けられない世帯は士別市でどれくらいいるのか、世帯数と支給額をお知らせください。

それと、今後3年間で段階的に670億円を削減していくと言っていますが、その影響を受ける世帯が増えると思われまますが、今後士別市の考え方をお聞かせください。

○委員長（小池浩美君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） 私から就学援助制度の影響についてお答えいたします。

まず、本年度において影響を受ける世帯についてでございますが、本年度は昨年、平成24年4月1日の生活保護基準額を用いて対象世帯を判定いたしますので、影響を受ける世帯はございません。

来年、平成26年度に影響を受ける世帯については、本年8月の引き下げ後の基準額で判定するのではなく、引き下げ前の基準額、こちらを用いて判定することとし、影響を受ける世帯が

生じないように対応いたします。仮に、本年8月の引き下げられた生活保護基準額で算定いたしますと、就学援助が受けられなくなるのは1世帯、小学生2人が該当いたします。その支給額は約17万円となる見込みです。

また、平成27年度以降の認定については、国においても、また道内各市町村においても今後検討していく状況であり、本市においてもこうした国や道内各市町村の状況を参考とし、今後の対応を検討していくところでございます。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） できるだけ就学援助等教育に対して影響を与えないようにしていただきたいと思います。今回の生活基準の額の引き下げで教育、ましてや医療分野について影響を与えるようなことがあってはいけないと思いますので、今後引き続きどういう影響が出てくるのか見ていきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 続きまして、各種税、各種公共料金等の徴収について、最後の項目に移りたいと思います。

まず、ふるさと納税について質問させていただきます。

士別市のホームページでふるさと納税、過去4年間の推移を見ますと、22年度387件、462万6,000円、23年度473件、570万円、24年度624件、718万3,000円となっております。毎年100万円以上伸びてきていますが、25年度今途中ではありますが、その状況を教えてください。

○委員長（小池浩美君） 佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

私の士別・あなたのふるさと応援寄附金の平成21年度から4年間の推移では、委員お話のとおり毎年100万円以上の額で伸びてきており、平成25年度は、10月31日現在で寄附件数が582件、寄附金総額は639万円となっております、昨年同時期との比較では、件数で294件の増、金額では316万8,000円の増となっております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 第3回定例会では補正予算が示されました。152万4,000円が予算化されましたが、その中にはふるさと応援寄附金ダブルチャンスプレゼントが入っていますが、ダブルチャンスプレゼントの内容を金額等教えていただけますか。

○委員長（小池浩美君） 佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

このダブルチャンスプレゼントは、ふるさと応援寄附金に寄附をいただいた方々を対象に、抽せんで更に本市の特産品をお送りするものでありまして、この企画は寄附件数、金額ともに

年々増加する中、いわゆるリピーターも増加していることから、更にもう1品土別の特産品が当たるお楽しみ企画を設け、制度の魅力やPR効果を高めることにより、更なる寄附の確保、拡大を図ろうとするものであります。

第3回定例会での補正額152万4,000円中、ダブルチャンスプレゼントに関する予算額は8万8,000円で、プレゼントの特産品としては、土別産サフォークラム肉が5本、土別産のお米が5本、麦焼酎恋し羊が10本、さほっち・メイちゃんのキーホルダーが10本の4種類、計30本を予定しております。

また、対象者については、平成25年4月から11月の間に寄附をいただいた方で、抽せん方法は寄附者のリストの番号からランダムに抽せんし当選者を決定するもので、抽せん時期につきましては本年12月上旬、発送時期につきましては12月中旬を予定しているところであります。

なお、来年度以降の抽せんに当たりましては、前年12月から当年11月までに寄附をいただいた方々を対象者とする予定であります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 大変ダブルチャンス自体はいい企画だと思います。金額が8万8,000円というのが多いか少ないかはまた別として、ダブルチャンスで寄附される方が、抽せんが増えるということはいいことではないかなと思います。

それで、ふるさと納税を担当する総務部企画課では、寄附の拡大と寄附者の利便性の向上を図るために、各種クレジット決済の検討を進めています。寄附をいただいた方にクレジット決済のアンケートをしていると聞きましたが、時期は8月ぐらいからやっていると聞いていますので、現時点で構いませんので、その結果、状況、寄附者のクレジット決済への感触をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 中峰課長。

○企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今お話ありましたクレジット決済の導入ということについての検討ですけれども、何社かそういう取り扱いをしている中で、現在本市においては、比較的導入事例の多い4社をピックアップいたしまして比較検討を行ってまいりました。その内容としては、初期導入費用、それから月額の使用料、更には導入までの手続等の期間、こういった部分を中心に検討を行ってきたところなんですけど、初期導入費用は比較的差がないという状況でありますけれども、年間のランニングコスト、更にはそれを5年間、ある程度長期間、少し長い期間で見ますと、差も出てくるというようなこともあります。

そういった一方で、クレジット会社と市との間で契約を結ぶ、あるいはそれが不要がないというような違いだとかということもありますので、現時点では、今そういった手続が不要であり、ランニングコストが安い1社を中心に検討しているという状況にあります。ただ、この1社については、まだ、運用時期が限定されていることですか、運用開始の時期が限定されて

いること、あるいは実際に寄附の手続がなされてから入金されるまでのタイムラグが生じると、こういったこともありますので、引き続きこの点については検討をしていかなければならないというふうに思っています。

それと、お話のありましたアンケートですけれども、こちらについても実際にクレジット決済を導入してどれぐらい利用の可能性があるのか、実際のところ導入したけれども利用がないというようなことにならないかということも含めまして、アンケートをとっております。本年の9月1日から寄附の申込書に導入の場合の利用の可能性ということをお聞きしていますが、11月1日現在、これまでの間、9月1日から94名の寄附の申し込みがある中で、78名の方から回答をいただいています。この中で、利用するつもりだという回答は44件ということで、約4割弱という状況でありますけれども、全体の寄附者総数に比べまして回答をいただいている数がまだ少ないものですから、1件利用するとなれば率も変動しますので、引き続きもう少しこのアンケートについては継続する中で、先ほど申し上げた検討事項とあわせて導入の是非といえますか、こういった形が望ましいのかということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。引き続き検討していただきたいと思います。

次に、各種税、各種公共料金の収納について質問いたします。

平成24年度決算を見せていただきますと、一般会計で不納欠損額1,540万187円となっており、収入未済額は2億2,132万8,112円となっています。前年の平成23年度よりは不納欠損額88万2,933円、収入未済額611万7,658円減ってはおりますが、大変大きい金額で、毎年この数字を見ていると驚かされます。

決算審査意見書の中にも、収入未済の解消は自主財源の確保や市民負担の公平を期する上からも非常に重要であり、前年と比較すると2.7ポイント減少しておりますが、更なる収入未済額の減少に向けて積極的に滞納整理に当たられることを望みますと書かれております。

平成24年度の一般市税と市営住宅使用料、奨学金、学校給食の納入状況をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） 全般的な収入の状況でございますので、財政課のほうからまとめてお答え申し上げます。

現年、過年度を合わせた数値でございますが、まず市税全体額でございますが、調定額23億1,200万円に対しまして収入額22億500万円、収納率につきましては95.4%となっております。次に、市営住宅の使用料でございますが、調定額につきましては2億2,600万円に対しまして2億700万円、収納率につきましては91.6%。それから教育費の奨学金でございますが、こちらにつきましては調定額830万円に対しまして収入額570万円、収納率といたしましては68.6%。それから次に、給食費でございますが、給食費につきましては市の会計ではなく、土別市学校

給食会で管理されているものでございますが、こちらにつきましては調定額1億130万円に對しまして収入額9,860万円、収納率といたしましては97.3%となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） それで、一般市税につきましては、収入未済額23年度から24年度では542万5,132円が減少しておりますし、きょうは聞きませんが、市営住宅使用料、奨学金、学校給食費の過去3年の調定額、収入未済額及び不納欠損額の状況をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

こちらにも現年、過年度分を合わせた数字でございますが、まず市営住宅の使用料でございます。こちらの不納欠損額でございますが、平成22年度23万9,400円、平成23年度55万1,500円、平成24年度51万2,600円となっております。続きまして、収入未済額でございますが、平成22年度1,673万3,965円、平成23年度1,828万2,411円、平成24年度1,847万8,864円となっております。

次に、教育費奨学金でございますが、こちらにつきましては、まず不納欠損額でございますが、こちらにつきましては平成22年度から平成24年度まで3カ年については不納欠損額はございません。収入未済額でございますが、平成22年度127万3,600円、平成23年度139万6,200円、平成24年度260万5,400円となっております。

次に、学校給食費でございます。まず、不納欠損額でございますが、平成22年度15万5,470円、平成23年度29万2,581円、平成24年度61万2,244円となっております。収入未済額でございますが、平成22年度221万3,737円、平成23年度301万5,885円、平成24年度212万1,525円となっております。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

市営住宅使用料、教育費奨学金については、収入未済額が年々増えていっている状況になっています。学校給食費については不納欠損額が15万円、29万円、61万円と、24年度が大幅に増えているんですが、これについて増えた原因、奨学金、市営住宅の使用料、学校給食費について増えた原因と今後の対応をお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 土田建築課主査。

○建築課主査（土田 実君） 市営住宅使用料について御説明いたします。

収入未済となっております世帯は、そのほとんどが収入が少ない現状であり、その要因は見込んでいた収入が得られない、急に多額の費用が必要になったなど、世帯ごとの状況によってさまざまであります。これまでの徴収業務としては、それら未済となっている世帯に對しまして電話、面談により納付するよう指導を行ってきております。また、保証人になっている方へ

は入居者へ納付を促すようお願いしているところであり、特に面談においては、個々の世帯の状況をお聞きする中で、未済となっている額を計画的に納付することができるよう額を定め、分割納付をしていただいております。

今後におきましては、これまでも行ってきておりますが、2カ月から3カ月納付が行われなかった時点において、未納期間が長くなるように継続して納付指導を行い、未済となる理由が悪質と考える場合は保証人への通知を行うことも検討し、未済額の解消を行ってまいります。

以上になります。

○委員長（小池浩美君） 須藤学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（須藤友章君） お答えいたします。

奨学金の収入未済額が増えた理由についてでございますが、奨学金の返還につきましては、学生でありました借受者本人が行っている場合と保護者が行っている場合がございます。借受者が返還をしている場合では、アルバイトなどで生計を立てている場合、また就職したものの安定した収入が得られていない場合がございます。また、保護者が返還している場合につきましても、病気や奨学金以外の借金など、いずれの場合も経済的に厳しい状況にある方が増加しているためでございます。

次に、奨学金滞納者の解消に向けた対策でございます。まず、新たな滞納者が出ないように返還状況を小まめに確認し、返還が滞ってきた場合には督促を行い、計画的な返還を促してまいります。滞納者に対しましては電話連絡、家庭訪問により定期的に督促と徴収を行うとともに、家庭状況の把握を行い、1回の返還額を少額に分割して、少しでも返還していただくよう働きかけ、滞納者の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 河口学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（河口光輝君） 私から学校給食費の不納欠損についてお答えいたします。

不納欠損が増えてきている原因についてでございますが、生活が苦しくなってきたことにより支払いが滞っている方が増えてきていることや、転出により居所が不明になった方がおありまして、不納欠損が増えてきている状況になっております。

また、今後の対応につきましては、まず給食費の未納となっている残高について定期的に文書により通知いたします。また、電話での支払い依頼をすること、更に家庭訪問をして納入について相談すること、更に児童手当からの給食費の引き落とし、また、各学校と情報を共有し、連携を図るなど、現在行っている収納への対応を今後は更にきめ細かく積極的に強化して収納の向上に努めてまいります。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 住宅のほう、奨学金、学校給食、それぞれ聞いたんですが、学校給食につ

いては直接市のほうでやっているわけではなくて、管理組合というか、そういう団体でやっているということでもあります。

奨学金ですが、全国で滞納人数が33万人と言われてます。滞納金額も876億円と言われ、社会問題となっています。日本学生支援機構では、返還金の確実な回収のため、延滞が2カ月目で連帯保証人に連絡し、延滞が3カ月目に入ると保証人に督促をしているそうでもあります。

士別市の奨学金について、教育委員会では保証人に対してどのような対応をしているのかお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 菅井生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） 奨学金の返還が滞納になった場合の連帯保証人への対応でございませう。

本市の場合におきましては、奨学金の返還におきましては保護者が連帯保証人になっております。そこで、学生であった借受本人が返還している場合で返還が滞った場合には、保護者である連帯保証人に連絡をとり、本人にかわって返還をしてもらうことといたしております。更に、連帯保証人である保護者が返還が滞る場合もございませうけれども、その場合については、借り受けした学生だった本人に返還をお願いするということをお話する部分でありまして、返還の方法といたしましては、返還明細書というのを出してもらうんですけれども、その中で毎月返還する場合、あるいは年に二、三回返還する場合、あるいは年に1回というようなパターンがあるんですけれども、いずれの場合におきましても、滞った場合につきましては連帯保証人、あるいは借受本人に対して積極的に連絡をとっているところでございます。

以上です。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 士別市の場合、借りた方に合わせて連帯保証人なり保証人、もしくは本人で返済計画を立ててもらってやるという状況になっているんですが、先ほど言いました日本学生支援機構で3年前から行っているんですけれども、延滞が続くと個人信用情報機関に、いわゆるブラックリストに登録する方針に切りかえたということで、これまで1万人以上が登録されているそうです。このような回収はやり過ぎていると、私自身は感じております。回収を強化することも必要ですが、今の情勢で、大学を出たから必ずしも就職できるとも限りませうし、元本を返す、借りたものは返すというのは原則ですが、そういう人にきめ細かく対応して救済することも必要じゃないかなと思います。

次に、各種税、各種公共料金のクレジット決済、先ほど寄附金のほうでも聞いたんですけれども、クレジット決済、コンビニ決済、各種税や公共料金について、旭川なり北海道余市なりいろいろなところでクレジット決済を導入しています。士別市ではこれまで導入に対する検討、経緯がありましたら、試算等がありましたらお知らせください。

○委員長（小池浩美君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

地方公共団体の歳入におきますコンビニ収納、クレジット収納につきましては、時代の変化とともに支払いの決済手段の多様化がこの間見受けられ、そういった実態に合わせて法律の整備も進んできたことから、各自治体においては導入に向けた検討がされており、本市におきましても、過去に税務課を中心といたしました検討組織でありました市税等収納対策推進本部におきまして、コンビニ収納の導入の可否について検討してきた経過がございます。

検討結果といたしましては、利用者側といたしましては、全国のコンビニエンスストアにおいて24時間いつでも納付が可能になるということから、利便性は向上することになりますが、実際収納する側、市としては、初期投資といたしまして市税収納システムのみの試算ではございますが、収納システム改修経費に約700万円、また経常的なコストといたしまして、現在口座振替手数料が1件10円であるんですが、それに対しましてコンビニ収納は1件当たり60円程度かかるということで、手数量が割高になること、そういったことから、導入に当たりましては経費負担が大きいということから費用対効果が望めないということで、協議の結果、コンビニ収納については実施しないと判断いたしましたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

各自治体いろいろ試算しながらその自治体の状況でやっていると思いますが、今は5年連続士別市は収納率トップでありますから、手数料のかかるコンビニやクレジット決済は、現時点では導入する必要はないと私も考えております。全国的に公共料金のクレジット決済、コンビニ決済をする自治体が広がれば、ふるさと納税のように収納機関が手数料を下げ、導入しやすくなっていくのではないかと考えます。士別市も費用対効果を検討し、導入するメリットが出てくるのであれば迅速に導入できるように、常に情報収集をしておくべきだと思います。

次に、先ほどお聞きしました収納状況では、各部局それぞれが収納に当たり、収入未済の徴収や不納欠損の検討を行っておりますが、各部局が抱えるある一定の額を超えた収納未済や不納欠損を集約して、総合的に判断ができ、徴収できる部署をつくってはどうかと考えますが、集約することにより各部局担当の負担が軽減され、専門的判断をすることができるようになり、悪質な滞納者からすれば恐れられ、生活困窮など弱者には幅広いアドバイスや各種制度等の支援を受けることができるのではないかと思います。これこそが市民に対するワンストップサービスであるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○委員長（小池浩美君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

収納に関して一元的に扱える部署を設けてはということなんですけれども、ただ、今いろいろお話いただきました奨学金、あるいは住宅使用料、それと学校給食費、そういったものは、御承知のように、私法上の債権ということになりまして、このほか各種、市が行っている貸付金なども、あるいは水道使用料なども私法上の債権ということになります。

それと、もう一つ大きく分けると、公法上の債権、これは市税でありますとか国民健康保険税でありますとか後期高齢者保険料、介護保険料、あるいは保育料、下水道使用料、そして道路占用料などもこの公法上の債権ということになっております。これらについては、公法上の債権全てではないんですけれども、今申し上げたものについては、これは国税徴収法の例によって滞納処分ができる、いわゆる強制執行ができるというような性格を持ったものであります。

そういったものを、いろいろな性格というか権限があるものないものを合わせてやるということも含めて、これまで私ども、いかに効率的に、今委員おっしゃったように、払う能力があるのに払わない方に対して、あるいは払いたくても払えない方に対して、それぞれに対してその方々に対応する、しっかりとした対応をしていくといったことについて、そういった一元的な取り扱いということもいろいろ検討しているわけでありましてけれども、専門的な知識を持って、各世帯も1カ所でいろいろな相談をまとめてできるというような利点もあるんですけども、一方では、しっかりとしたルールといいますか指標をつくっていかないと、担当者がかわったときなんかによっていろいろ対応も変わってくるといったようなこともあります。

極端なことをいいますと、今言った私法上のいわゆる民事法上の取り扱いになるものについては、納入があったときにはそれを充てて、あと公法上のやつについては、例えば差し押さえとかそういうことができるわけでありまして、単に収納率を上げることになりますと、そういう手法を用いるということもありますけれども、そうなったのでは、先ほど言いました市に払いたくても払えないといった方の生活ですとか生業ですとか、そういったことが立ち行かなくなるといったようなことがあっても困りますので、やはり市民に対して優しい行政ということがありますので、そういったことを含めて、いろいろまだ課題として検討していかなくてはならない部分がありますので、もう少しちょっと時間をかけて検討して、今言われた一元的な窓口の設置も含めて、どういったことが士別市にとって一番いい方法かといったことをちょっと検討してまいりたいと思います。

○委員長（小池浩美君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、平成19年決算委員会、当時議員でありました牧野市長も、市営住宅使用料の収入未済と減免状況の質問をしています。牧野市長は、不納欠損になる前にやはり減免措置というものがあつたわけであつて、そういうものを有効に活用するということが言われております。そのような早い判断をできるのは、そういう総合的に管理できる部署があればいち早く支援できると私は考えますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（小池浩美君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小池浩美君） 御異議なしと認めます

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時30分閉議）